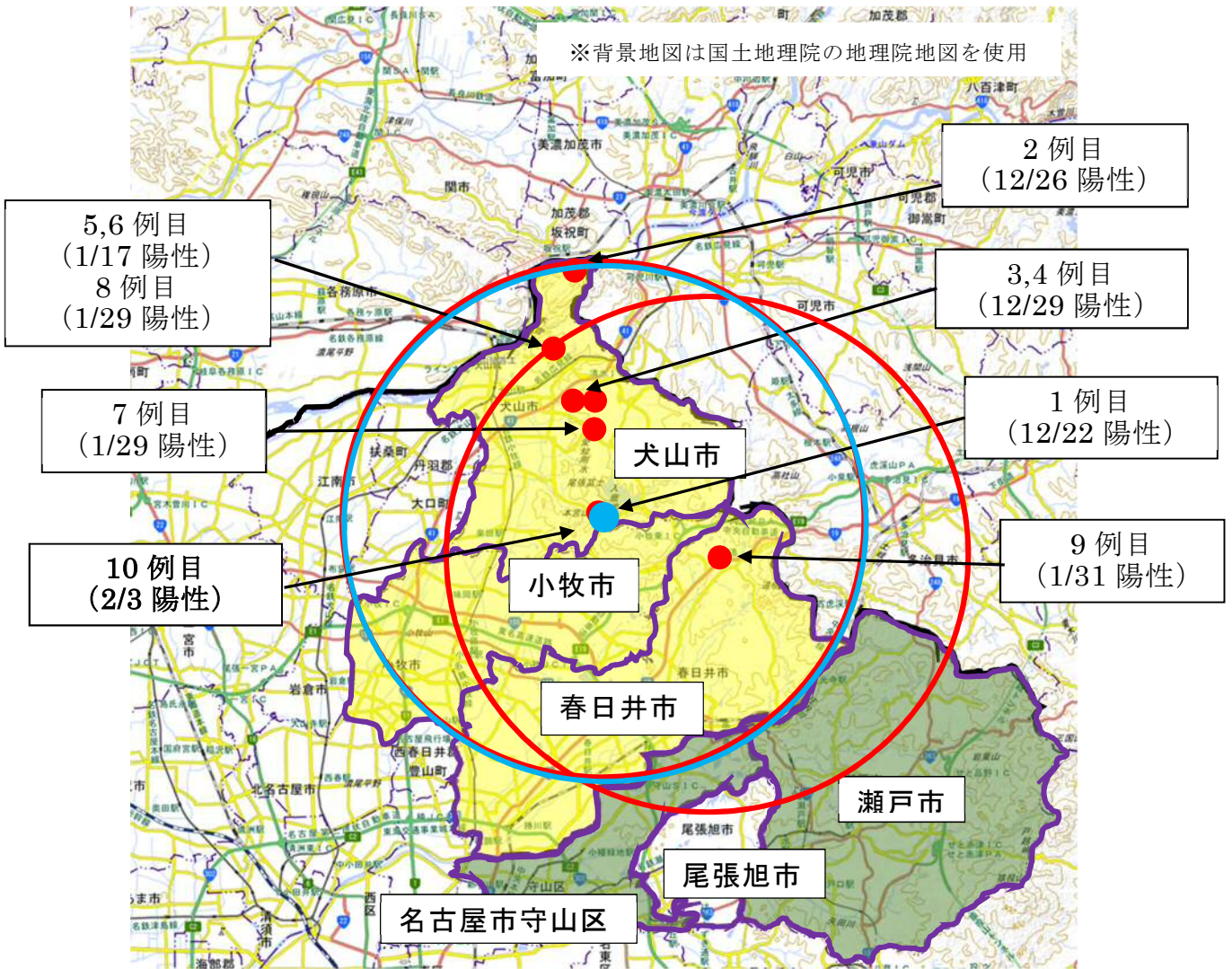


## 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 kmの地図及び調査対象区域

— : 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 km — : 野生イノシシ調査対象区域



### 指定猟法禁止区域（平成30年11月13日告示）

- 区域の名称: 尾張北部指定猟法禁止区域
- 区域: 犬山市、小牧市、春日井市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期間: 平成30年11月15日（木）～平成31年3月15日（金）

### 指定猟法禁止区域（平成31年1月4日告示）

- 区域の名称: 尾張北東部指定猟法禁止区域
- 区域: 名古屋市守山区及び瀬戸市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期間: 平成31年1月6日（日）～平成31年3月15日（金）

※1 これまで陽性が確認された場所から半径 10 km以内には、江南市、大口町、扶桑町、豊山町も含まれるが、イノシシの生息が確認されていないため対象外

※2 尾張旭市については、1月31日に陽性が確認された場所（春日井市明知町）から半径 10km 以内であるため、指定猟法禁止区域に追加指定する方向で関係者と調整中